

千葉市職員措置請求（20千監(住)第3号）に係る監査の結果について

1 請求人 千葉市中央区中央3-15-6 渚法律事務所内
市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉
同 村越 啓雄

2 請求日 平成20年12月10日

3 請求内容

千葉市表彰審査委員会（以下「表彰審査委員会」という。）の市議会議員である委員（以下「議員委員」という。）に対する報酬支給を専決した職員に対し損害賠償請求をするよう、ないし報酬を受け取った過去10年間の議員委員に不当利得の返還請求をすること。

4 対象事項

表彰審査委員会の議員委員に対し支出した報酬が、違法又は不当な公金の支出であるか否か。

5 監査結果

(1) 結論

表彰審査委員会の議員委員に対する報酬の支出については、表彰審査委員会の設置について条例が制定されておらず違法性があると言わざるを得ない。

しかしながら、報酬を支出したことによる実質的損害が市に生じていないものであり、請求人の主張は理由がないものと判断する。

(2) 理由（要旨）

ア 表彰審査委員会の附属機関該当性について

自治法第138条の4第3項は、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができると規定している。

表彰審査委員会は、①表彰規則において、「表彰に関する事項について審査するため」と明確に定められていること、②市が作成した候補者の原案を審査し、その結果を市長に報告し、その後、この結果に基づき市長決裁により候補者を決定していることなどが認められる。

以上のことから、表彰審査委員会は、自治法上の附属機関に該当するものであり、附属機関である以上、条例により設置される必要があるから、違法性があるものと言わざるを得ない。

イ 報酬支出の違法性について

附属機関の委員に対する報酬の支出は、自治法の規定により、その額及び支給方法について条例で定めなければならないとされ、市は、これを受けて、「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」を制定しており、上記条例を根拠としなければならないが、表彰審査委員会の設置について条例が定められておらず、違法である以上、上記条例を根拠に報酬を支払うことはできず、その報酬の支出は違法である。

ウ 市の実質的損害の有無について

表彰審査委員会の議員委員は、市長から委嘱状を交付され、開催通知により会議に出席し、市

の作成した候補者の原案について審査を行い、市長にその結果を報告し、市長はこれを基に表彰者を決定しており、所定の役務を提供している。

平成20年度においても、9月1日に開催され、特別市政功労者9名、市政功労者158名・団体について審査し、表彰対象者選定の公平性を図るとともに、候補者のプライバシーにわたる欠格事由の有無の審査に及ぶなどその機能を果たしてきており、一定の有益性が認められる。

請求人は、委員会への出席と意見を述べることは、議員の本来業務であると主張するが、表彰審査委員会の委員としての活動は、候補者の個別審査であり、その実質が議員としての議会活動ということは困難である。

以上により、表彰審査委員会の議員委員に対し報酬を支出したことについて、市に損害が生じているとは認められず、市に実質的損害が無い以上、職員に対する損害賠償請求及び議員委員に対する不当利得の返還の問題はいずれも生じない。

(3) 意見（要旨）

本件監査請求は棄却の結論であるが、表彰審査委員会について条例が定められておらず、この点について違法性があるという問題は残っている。

表彰審査委員会と競輪運営委員会に共通しているのは、構成員が執行機関の副市長などと議員とに限られていることである。

附属機関は、専ら、専門家など外部の者の意見の聴取を目的としており、議員も外部の者と一応言えるが、その外部性は低い。

そして、執行機関の職員と議員とが集合しての協議であれば、他に様々な手法を採りうると考えられる。

今日、地方分権が進展する中で、千葉市議会では平成20年度から費用弁償を廃止し、また、平成20年6月には自治法の一部改正により、「議員報酬」に関する規定の整備が図られた。

こうした状況を踏まえ、表彰審査委員会の議員委員に対する報酬ないしは報償費の支払については、その見直しを行うことを要望する。